

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

(1) 氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED]

(2) 住所 [REDACTED]

(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」(115)(116)(117)(118)(119)について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改定する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになったように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い楽観論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行されるようなのですが、

いまだもって、著作権法(昭和45年法律第48号)第113条新第5項で規定されている「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案(以下「原案」と称す。)に反対します。

+++++

【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。

2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とするという期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないかでしょうか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18カ月であり、48箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的な規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。

再販価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販価格維持制度の維持以上の販売権益の確保は不合理であります。

不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の説明には理由がなく不當であると考えます。

5 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によつ

て得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ著しい差がない場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「著しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適当な判断であると考えます。

6 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヵ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二ヵ月以内に九割以上を消化するのに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は散漫であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヵ月以内が合理的な範囲であり、それ以上の期間を設定することは、建前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を意図しているか否かに関らず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権を使用しているかどうかの判別は事実上困難であり、輸入権を使用したライセンサーあるいはライセンシーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の期限再販を実施しています。この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めているレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか?

したがって、公正取引委員会の指導のもと、期限再販を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際には国会での議論で明らかになったとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かっています。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのではないかでしょうか?

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止量68万枚の積算根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない、そんなに回転していたら苦勞はしないとの情報を得ています。

河村文部大臣は国会で「河村國務大臣、調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はあり得ません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定よって国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっているが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」

文化庁長官官房著作権法規係 御中

- (1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」】(115)(116)(117)(118)(119)
について意見させて頂きます。

1: 海外・欧米の輸入盤の輸入が制限を受ける可能性があります。

輸入を制限した場合、消費者のCD盤購入の下記の選択肢が減り、音楽流通市場の縮退を招く結果になる可能性があります。

海外では発売されるが国内では発売されない盤がでてくる可能性があり、その盤を聴きたくとも聴けない消費者ができます。

・値段が安く流通している輸入盤を購入するか、ボナストラックやブックレット、解説が充実している国内盤を購入するか、という選択肢が減ります。

付帯決議において上記については記述されているが、法的拘束力がない決議のみをし、欧米盤への可能性を残したこととは極めて深刻な事実であり、還流防止関連の法改正について、早期の再改正、廃止をすべきだと考えます。

2: 海外CD盤輸入業者／販売店への打撃。

アジアよりのCD還流防止のための税関におけるCDのチェックの厳格化により、還流盤以外のCDの輸入に多大な時間とコストを要することとなる。そのことが業者や販売店のCDカタログ数の減少、売り上げ減少を招く可能性があります。

著作者の利益、音楽業界からの著作者への利益還元が法改正の目的とされているが、本改正はむしろその二つに固執するかゆえに、音楽市場、ひいては日本の音楽文化全体の縮退を招きかねません。これにより、業界の沈滞化を招き、最終的には音楽業界全体の不利益、そして音楽業界が利益を還元すべき著作者への不利益を招くことになります。

よって、アジアからの国内盤還流防止を目的とした法改正について、上記理由につき反対し、早期の再改正、本項目の廃止を強く求めます。

以上。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見:

- (112)の意見に反対します。
(114)の意見に賛成します。

(112)及び(114)について

特許法上の「間接侵害」は、例えば「物」発明であれば、「特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為」又は「特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつて、その発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられるることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為」に限定されています。

また、米国著作権法上の寄与侵害の規定は、権利侵害ではない用途に用いられる可能性がある場合には適用されないこととされています（ベータマックス事件連邦最高裁判決）。

しかし、社団法人音楽著作権協会が引用する二つの裁判例が如実に示しているとおり、日本のコンテンツホルダーが求めてやまない「間接侵害」規制は、特許法上の間接侵害や米国著作権法上の寄与侵害とは全く異質のものです。

すなわち、「自己の提供する商品やサービスがその利用者による著作権侵害行為に用いられる可能性がある場合には、それを探し出して、著作権侵害行為に用いられないようにしなければならず、それができないのであればその商品やサービスの提供全般をやめさせる」というものです。そして、それは、より経済実態に即していうならば、「著作権者は侵害者を探し出して侵害行為をやめさせるために自らコストと労力をかける必要はない」と「権利侵害行為にも利用される汎用的な道具やサービスの提供者に命じて、強制的に、無償で、権利侵害者を探し出して侵害行為をやめさせる役割を担わせる」ということになります。そして、「それができない場合、その汎用的な道具やサービスの提供者は、まさに人々の役に立つ汎用的なサービス等を提供してしまったがために、いつまでもいつまでも半永久的に著作権者に対する「間接強制金」を支払い続けなければならない」ということになります。

そして、このような「現代型農奴」としてコンテンツホルダーから狙われているのが情報通信サービス業者です。検閲が禁止されている電気通信事業者はもちろん、検閲は法的には禁止されていないけれども24時間いつでも利用者が送信した情報が瞬時に他の利用者に到達するシステムを構築してしまったが故に検閲を行うことが技術的経済的に困難となっている情報通信サービス業者（電子掲示板の管理者を含む。）は、利用者が送信しようとしている情報が第三者の著作権を侵害するものであるかどうかをチェックすることなく、その送受信を媒介してしまいます。これは形式的にいえば著作権侵害の「帮助」とされる可能性はあります、瞬時にされる情報の送受信を阻止する能力は、情報通信サービス業者にはありません。間接強制金を支払うしかなくなります。

(112)で提案されるような改正がなされた場合、「市民による情報発信をサポートする業者は、市民が発した情報の内容を逐一検閲した上でなければ、これを特定人又は公衆へ伝達することができない」ということになります。

国が民間業者に対して法律により検閲を義務づける国家に日本が成り下がるということです。

(112)を支持するということは、

「利用者から送信された情報を、内容を検閲することなく、受信者に届けることが許されない」
ということと同義です。

著作権者たちの権益は、憲法が定める表現の自由の保障、検閲禁止の原則等をも凌駕すべき
といっていることと同義です。

私は、言論の自由は大切だと思うし、検閲は許されないと思うし、情報通信サービス業者が
コンテンツホルダーから農奴のようにただ働きさせられ、
あるいは間接強制金という名の年貢を納めさせられることがフェアだとは思わないし、
そのような法制度がとられている社会ではIT産業そのものが衰退すると考えられます。

「有益な用途に用いられる可能性があるのであれば、その新しいサービスを保護しよう」という
「自由の国、未来志向の国アメリカ」に対して、
「既得権者の権益を害する用途に用いられないようになるまで新しいサービスを
公衆に提供することは罷り成らん」という「規制大国、既得権者のパラダイス」に成り下がって
いて、日本が今後のIT革命競争でとともに戦えるようになるとは思えません。

日本が一人IT革命の波に乗り遅れ、
私は、音楽著作権者等のエゴを優先させたがために、日本が一人IT革命の波に乗り遅れ、
10年後に、欧米諸国のみならず、近隣のアジア諸国からも嘲笑される「時代遅れの国」に
なることを望みません。

対し、(114)は、利用者の行為の責任を情報通信サービス業者に安易に押しつけがちな
裁判所から情報通信サービス業者を守るという点からも有益であり、
私はこれに賛成します。

(もちろん、情報通信サービス業者を守るという目的だけであれば、
プロバイダ責任制限法の改正でもよいのですが、
Winny事件で危惧されているように、プログラムを利用者が悪用したことの責任を
とらされる危険からプログラムの提供者を守る必要もあるので、
適用範囲を主体的に広げる(114)のような規定ぶりには賛同できます。)

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

(1) 氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED]
(2) 住所 [REDACTED]

(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」(115)(116)(117)(118)(119)
について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになったように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い楽論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行される
ようなのですが、

いまだもって、著作権法（昭和45年法律第48号）第113条新第5項で規定されている

「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案
(以下「原案」と称する。)に反対します。

【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。

2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭された」ということではない」と国会でも明言し、
「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とする」という期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを著しく入れ込む必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないかでしょうか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18ヶ月であり、48箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合で最も到底合理的な規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。

再販売価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の販売権益の確保は不合理であります。

不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の説明には理由がなく不當であると考えます。

5 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあつたが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤が多く売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べて大きい場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「大きい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適当な判断であると考えます。

6 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二ヶ月以内に九割以上を消化するのにに対し、洋楽は邦楽に較べて

消化率は散漫であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2カ月以内が合理的な範囲であり、それ以上の期間を設定することは、建前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を意図しているか否かに關係らず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権を行使しているかどうかの判別は事実上困難であり、輸入権を行使したライセンサーあるいはライセンシーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の時限再販を実施しています。この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めているレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか？

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限再販を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際に国は国会での議論で明らかになったとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八ヵ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かっています。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのでないでしょうか？

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止量68万枚の積算根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない、そんなに回転していたら苦労はしないとの情報を得ていています。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はあり得ません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定によって国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっているが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (114)について

著作権侵害に関する「みなし規定」に関しては、多方面からの慎重な検討を望みます。特に、プログラム開発等の新技術開発に関しては、あいまいなみなし侵害が存在するごとは、技術発展を大きく妨げる要因となるからです。

国内においては、Winnyというプログラム開発者を著作権侵害帮助という罪名で告訴した裁判が注目されます。実際の著作権侵害者はなんら接觸していない者を帮助犯とする告訴内容は大いに疑問ですが、これは裁判の行方を見守るしかありません。

しかし問題は、こうした事前に予想出来ない、その度ごとの解釈によるみなし侵害という法適用は、潜在的な新技術の開発・公開を躊躇させるに十分な影響を持ちうるという点にあります。

よって、直接の侵害ではない場合においては、どのように侵害と判断される場合があるのか、またはどのような場合には侵害とみなさないとするのかを、明文化することが望ましいと思われます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (115、116、117、118、119)について

邦楽還流防止を目的とする、レコード輸入権と呼ばれる113条に関する意見です。

目的が「邦楽還流防止」にあるので、それ以外の洋楽輸入レコードに対する弊害を防ぐためにも、法文上において「日本国内で最初に発売されたレコード」のみを対象とするよう、改正していただきたいと思います。

また、法案検討時に日本経団連からも申し入れがあったように、本来時限措置として賛成した団体もあるはずです。しかし今回の法律ではその点が実現されていないので、今からでも明確に「時限立法であること」を明記して頂きたいと思います。

政令で定める還流防止期間については、別途パブリック・コメントが実施されたところがありますが、国内版の多くが6ヶ月もしくは半年の時限再販商品として発売されている実情に鑑み、6ヶ月程度を目安とすべきと思われます。

まだ118にて意見が出されていますが、輸入商品の在庫を抱える業者に対しては、その正当な業務を保証するべく、「国内版発売が決まり、輸入禁止となった商品であっても、それ以前に輸入された頒布目的の在庫に関しては対象としない」とは必要であろうと思われます。ただし、これはあくまでも「邦楽のみを対象とする改正」が行われなかつた場合の話であり、「国内で最初にその音を固定した」旨の要件が盛り込まれるようになれば、不要な議論となります。

全体を総括すれば、
・邦楽還流防止措置は、あくまでも「邦楽」の還流を防止することが目的なのであるから、弊害を防ぐためにも、対象を限定する工夫を最大限に進めるべきである

・邦楽還流防止措置は、そもそもが時限立法とする予定で議論が行われていたのだから、今からでも時限立法であることを追記すべきである

・邦楽還流防止措置については、多くの関係者から弊害を生む危険性が指摘されているところである点を考慮し、弊害を生じる可能性を減ずるための条項を追記すべきである

・上記が複合的に行われることがなく、立法主旨に反するような事態が生じた場合には、速やかに法律自体を廃止すべきである
というのが私の意見です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (115) (116) (117) (118) 及び (119) の意見に賛成します。

いわゆる「環流防止措置」についてです。

今年6月3日に成立したばかりの「音楽レコードの還流防止措置」に対して、今回の「関係団体からの著作権法改正要望について」で要望が数多く出されている点、まだ施行されてもいい規定に対する要望がこれほど多く出されると言うのは極めて異例のことだと考えます。

日本レコード協会などの関係者間協議で合意したと言うことになっている
日本経済団体連合会は「時限立法」と言う条件を付けたにも関わらず、
文化庁がそれを守らなかったことに対して非常に強い不満を抱いていると伺っています。

期間については、先だって行われた「著作権法施行令の改正に関するパブリックコメント」にて意見を述べさせてもらいましたが、改めて
HMVジャパンの意見にあるように、6ヶ月で十分と考えます。

無論、可能であればこの内容そのものを改正し、環流品のみを止めるとすべく十分な検討をされることを望みます。

また、(119)にあるように、同様の利権を求めた他の著作権者（隣接者）が動き出すことが大いに考えられます。
海賊版対策と異なり、環流品は基本的に正規商品である点を鑑みて
慎重に十分か検討が必要と考えます。

なお、9/17にあったとされる吉川文化庁著作権課課長の話では

--- (参考記事)
実質的に国産CDの還流を防ぐ～輸入CD規制問題
<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/event/2004/09/17/4697.html>

国産CDだけではなく欧米から輸入されるCDについて
輸入が差し止められるのではないかという懸念が多くのユーザから示されている点について、「具体的にはこれから税関と話し合う予定だが」と回答しており、対応が間に合わないのではないかと危惧している。

1/1に間に合わないのであれば、相応の対応をお願いしたい。
(法案成立後3ヶ月無効だった点が、インターネット上で反発を起こしているのはご存じであろうと思う。法案を実施するのであれば、文化庁は所々と対応をして頂きたい。)

文化庁長官官房著作権法規係 御中

〈1〉 氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED]

〈2〉 住所 [REDACTED] TEL [REDACTED]

〈3〉 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」(115)(116)(117)(118)(119)について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになったように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い楽観論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行されるようですが、

いまだもって、著作権法(昭和45年法律第48号)第113条新第5項で規定されている「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案(以下「原案」と称す。)に反対します。

【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。

2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とするという期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないかでしょうか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では1.8カ月であり、4.8箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的な規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。

再販売価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の販売権益の確保は不合理であります。

不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の説明には理由がなく不当であると考えます。

5 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ著しい差がない場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「新しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られない不適切な判断であると考えます。

6 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から1カ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二カ月以内に九割以上を消化するに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は遅慢であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2カ月以内が合理的な範囲であり、それ以上の期間を設定することは、建前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を

意図しているか否かに問はず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権を行使しているかどうかの判別は事实上困難であり、輸入権を行ったライセンサーあるいはライセンシーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再版制度において、多くの会社が「6ヶ月」の時限再版を実施しています。この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めているレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか?

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限再版を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際には国会での議論で明らかになったとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かっています。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのではないかでしょうか?

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していましたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止量68万枚の積算根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していましたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない。そんなに回転していないら苦労はしないとの情報を得ています。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っています。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はありません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定よって国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際現に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となるが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (115), (116), (117), (118), (119)について、
これらを全面的に賛成、支持します。
邦楽レコード保護のための法案が、洋楽レコードにまで極端な影響を与える可能性な
どあつてはならない。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:

【(115),(116),(117)について賛成】
おおむね賛成であるが、流行商品と言う側面もあるCDにおいては数ヶ月以上輸入盤が入ってこないことは、寒質輸入禁止と変わらず、作品に接する機会が減少し、文化の発展に貢献しているとはいえない。遠流防止措置を1ヶ月以下に、措置そのものも暫定的なものとすべき。

【(118)について賛成】
この規定がないと、税關の判断・摘発や訴訟のリスク、また経済的リスクを抱え、輸入業者が「輸入盤」を輸入することを避け、結果としてCDタイトルの減少することに繋がってしまう。作品に接する機会が減少し、文化の発展を妨げる恐れがある。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (115), (116), (117), (118), (119)について

(115)についてですが、賛成です。

(115)の通り、年間12万6千種類の洋楽レコードを規制対象にし、振り分けるのは運用上、非現実的です。振り分け業者なくす為、全てが規制対象になるのでは?という不安が募ります。洋楽レコードに影響がない法律に修正する必要があるはずです。

(116)についてですが、期間短縮には賛成ですが

6ヶ月ではなく10週でよいと考えます。2003年オリコンチャートによれば、10週で総売りの90%は売り切られているというデータが公開されています。その期間以上に規制する必要は全くないと考えます。

(117)についてですが、賛成です。

(118)についてですが、賛成です。洋楽レコードが輸入禁止になった場合の実際の運用への混乱が少しでも緩和されるからです。

(119)についてですが、賛成です。音楽レコード還流防止措置を法律として設置した際、措置を希望している業界が提出した資料を文化庁が精査しなかったこと、更に再調査をしないという姿勢は消費者に大きな不信感をもたらしました。今後は慎重な審査と共に、消費者団体を交えて決めていくべきです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

1. 氏名および職業
[REDACTED]

2. 住所および電話番号
[REDACTED]

3. 意見

(114)の意見を支持します。工業製品およびプログラムは基本的には正当な利用を意図して開発されるものですが、その使用意図を制限することは原則として不可能です。万が一この製品(あるいはプログラム)が著作権を侵害する行為に用いられた場合に作成者が行為の教唆、帮助を問われるならば、技術開発を行うリスクが高くなり、技術の発展を妨げる恐れがあります。この事態は文化の発展に寄与すること目的とすることがあります。著作権法の趣旨に矛盾しており、こうした事態を防止するために著作権法の規定を創設することは適切であると考えます。

(114)に述べられた規定を創設することは適切であると考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp.
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (115) (116) (117) (118) (119)について
生産から販売までのルートを、日本の著作権団体が手出しうる事の出来ない他国の
メーカーを経め出すに、適法な複製物の輸入を禁止し国内販売価格を高値に維持しよ
うとする行為を認める事は、消費者利益を大きく損なう事は必至であり、またこのよ
うな形で外国との文化交流を阻害する事は、日本の思想・表現活動にとって害悪でし
かありません。
また、輸入権あるいは還流防止措置の創設は、輸出も含めたあらゆる著作物関連のビ
ジネスに多大なる影響を及ぼす事になります。
さらに、著作物が多くの装置、機器に化体され（半導体チップにはマイクロプログラ
ム）、国際的に流通している事を考へた場合、輸入権および還流防止措置が障害とな
り、日本の産業界が必要としている機器が輸入できなくなる可能性が大であります。
よって、輸入権および還流防止措置の制定中止と、現行で施行している輸入権および
還流防止措置の廃止を強く求めます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文化庁官房著作権課法規係 御中
著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

1. 氏名及び所属 [REDACTED]

2. 住所及び電話番号 [REDACTED]

3. 意見

(114) について
賛成です。
技術者が安心して技術研究、開発を行うことができなければ、
とても知財立国とは言えません。

(115) (116) (117) について
賛成です。
還流防止措置は、邦楽の売り上げを確保するためのものですが、洋楽も同じ期間輸入禁止となってしまいます。
そのため、国内で発売されるCDの多くが1年足らずで廃盤になってしまい、輸入盤ならあるのにも係わらず、輸入禁止になってしまいます。
期間のために入手できない、ということが起きてしまいます。
邦楽の場合、発売後2ヶ月以内に売り上げは90%に達し、また、再版制度については、多くのレコード会社が6ヶ月の時
間再版とされていますが、これは、レコード会社自身が6ヶ月の保証でよいと言っているのと同じことです。
不必要に長い輸入禁止期間は、アーティスト、消費者双方の不利益となります。

(118) について
賛成です。
輸入業者が不安を抱いているような事態にならないことを明確にするために、必要です。

(119) について
賛成です。
このような、特定の業界だけを手厚く保護するような措置をこのようなくなり、消費者は
業界自身の努力が行われなくなり、消費者は甚大な不利益を被ることになります。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害とみなす行為等 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: (会社員) [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: [REDACTED]

(115) (116) (117) (118) (119)について
賛成します。

以上

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

1. [REDACTED]
2. [REDACTED]
3. (115) (116) (117) (118) (119)にすべて賛成です！！
ただし(116)は6ヶ月でなく3ヶ月にして頂きたいです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

(115)～(118)の要望に、全面的に賛同します。
今回改正された著作権法は、還流CDの定義など明文化されていない部分があまり
に多く、規制しやすくしている意図が明白です。
そもそも、還流CDが規制されなければならない合理的な根拠は何もありません。
そもそも、還流CDが規制されなければならぬ合理的な根拠は何もありません。
争がある洋楽CDがライセンス料を払ってもなお2000～2500円台であるのに対し、
邦楽CDが洋楽CD（国内盤）より500～1000円も高いのは競争がないことによる結果
であり、不当な利益と言っても差し支えないものと考えます。輸入権などを振
りかざす前に、国内メーカーは邦楽CDの価格を国際競争力のあるレベル（少なくとも国内盤洋楽CDよりも安く）にまで引き下げる方が何よりも先決であると思
います。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]について
意見: (109) (110) (111) (112)

コンピューターを使っていると、数年前のソフトを使わないと用を足せないと言う事はよくある話です。
しかし、プログラムを記憶させている媒体は、使用回数・年月を重ねることにより劣化し、最悪、媒体の破損により当該プログラムが使用できなくなる事態が日常的の起こっています。
メーカー側で何らかのサポートをしてくれるのなら、まだ救いはありますが、年月の経過、ハードメーカー側に拠る機種自体の開発・サポート中止、当該プログラムを作成したメーカーの倒産等の為に、当該プログラムを合法的に手に入れられない事が本當によくあるのです。
この場合、当該プログラムを手に入れる為には、外国を含む第三者の所有物を使用しこのプログラムを手に入れると、それを、プロテクトがかかったプログラムはバッテコピーバーするしか手はありません。それに、プロテクトがかかったプログラムはデータアップが取れない為、マスターが破損によって使用できなくなつた場合、そのプログラム・データの使用を永遠に諦めなくてはならない事になります。
著作権者の都合でサポートを中止したのに、当該プログラムのフリーソフト化宣言がなされなかつたプログラムの所有者の権利の保護の為に、
(109) 頒布目的なくとも著作権を侵害する行為によって作成された物を輸入する行為を侵害とみなす。(110) 海賊版作成のためにマスターとして利用する目的でされたプログラムの著作物の使用について、情を知っている場合又は情を知らない場合に間接的に関与する行為を、一定の場合に侵害とみなす。(112) 著作権の侵害行為に反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc: [REDACTED]

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:
商業用レコード輸入権について見直しを求める(116)および(117)の要望書に賛成します。
海賊版の還流防止はすべきであると考えます。しかし、輸入権で制限されている正規品の輸入を規制することは、既にレコード販売が再販制度によって保護されていることも考慮すると、国内業者を過剰に保護することになります。これは、見りもなおさず国内消費者全体の不利益となると考えます。よって廃止を含めた見直しが必要であると考えます。現状の保護期間7年は、現状の再販売価格維持期廃止をしない場合においても、現状の保護期間7年は、現状の再販売価格維持期間(おおむね6ヶ月)を考へても長すぎるため、少なくともこれを短縮することが必要であると考えます。また、本来規制対象ではない洋楽の輸入を萎縮させ、非関税障壁としないためにも、邦楽のみを対象とした文面とすることが必要だと考えます。

以上、意見を表明します。
なお、本意見は所属している組織とは関係なく、一個人として提出していることを申し添えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc: [REDACTED]

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:
(114)で要望されている、新規の技術開発を保護する規定を定めることに賛成します。
殆どの技術は刑事罰の対象となるような利用が可能であり、中立的な技術の、このような利用を恐れた場合、技術開発は実質的に不可能になります。技術立国を目標以上、技術開発を萎縮させるような、保護のない状況は好ましくないと考えられます。
よって、(114)で要望されている、新規の技術開発を保護する規定を定めることに賛成します。

以上、意見を表明します。

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (115), (116), (117), (118), (119)について

(115)については、もう既に還流ではない洋楽の輸入盤の価格が高騰しています。新しい著作権法は「還流の邦楽のCDを規制する」という前提で始まつたはずなのに、施行するといい今の時点では、日本盤の予定がない洋楽CDの価格まで高騰すると言うことはいかがなものでしょうか。そして、邦楽のCDも店やレコード会社や問屋が勝手に値段をつり上げるのではなく、税関で対処すべきではないでしょうか。邦楽（見た目で区別が付きづらい、他のアジア系の音楽家には迷惑をかけないようにして欲しい）の還流CDにのみ、税金のような形で課金をする方がいいと思います。

(116)について、各種音楽ソフトの還流防止期間は短縮する予定の6ヶ月でも充分長いと思います。6ヶ月もあれば、音楽の流行はかなり移り変わります。そして、話題の作品が必ずしも日本のレコード会社から発売されるとも限りません。それだけの期間で、日本の音楽業界は他の国の音楽業界にかなり後れをとると言つても過言ではないでしょう。せいぜい1週間以内でお願いします。

(117)について、各種音楽ソフトの還流防止措置が永久に続いてもらつては、私は本当に困ります。しかし、もっと深刻に困るのは、日本のレコード産業でしょう。外国盤になじむことによって、ボーナストラックが付くとか、歌詞を詳しく読みたいという人が日本盤を買うということが大いにあるのに、値段ばかり高い日本盤だけしか売つていなければ、どこで試し聴きをすればいいというのでしょうか。自分で自分の首を絞めているとしか思えません。

(118)について、この法律が施行されることによって、どれだけの中のレコード店が閉店に追い込まれたり、路頭に迷うでしょうか。大手と言え、レコード店の経営は盤石とは言い切れません。彼らの生活の保障のためにも、弾力的な運用をお願いします。

(119)について、私は洋楽からかなりの量の英語を学んできましたが、この度の著作権法の施行によって、若い音楽ファンが洋楽から遠ざかってあげく、語学からも遠ざかるのは誰のためにも百害あって一利なしです。そして、本や雑誌、それからDVDなどが還流防止措置をうけると、日本の物ばかりが措置を受けることは限らないので、外国の文化に触れることが自体が少なくなります。日本が文化的な鎖国状態にならないためには、いかなる還流防止措置法をも作るべきではないと思います。

以上

(1) 氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED]
(2) 住所 [REDACTED] TEL [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」(115)(116)(117)(118)(119)について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになったように、法案の根柢と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い楽観論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行されるようなのですが、

いまだもって、著作権法(昭和45年法律第48号)第113条新第5項で規定されている「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案(以下「原案」と称する。)に反対します。

+++++

【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。

2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、且つ、「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とするという期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明の通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護する事であるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必要はないでしょうか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18カ月であり、48箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。

再販売価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の販売権益の確保は不合理であります。

不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の説明には理由がなく不當であると考えます。

5 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあつたが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ著しい差がない場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「著しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適当な判断であると考えます。

6 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二ヶ月以内に九割以上を消化するのに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は散漫であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヶ月以内が合理的範囲であり、それ以上の期間を設定することは、建前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を意図しているか否かに関らず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権を行使しているかどうかの判別は事実上困難であり、輸入権を行使したライセンサーあるいはライセンサーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の時限再販を実施しています。
この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めてるレコード会社自身、
相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか？

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限再販を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五ヶ国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際には国会での議論で明らかになったとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。
実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かっています。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのではないかでしょうか？

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止量68万枚の積算根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない。
そんなに回転していたら苦勞はないとの情報を得ていています。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はあり得

ません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定によって国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっているが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

(115)に関して、国内と海外のCD販売価格差を考えるべきだと思います。

国内版のCDが適正な価格なのか。なぜ海外で販売されている同じCDとの価格差があるのか
もう一度考え方を直して欲しいと思います。それでも同じような結論がでるならば国内版はしかたない
と思いますが、同じ理由で洋楽輸入版に適正は出来ないでしょう。

(116) (117)も(115)と同様です。但し、(116)の法律上の上限を6ヶ月に短縮は長いと思います。
長くて1ヶ月ぐらいではないでしょうか。

(118)も賛成です。

(119)は賛成ですが、音楽レコードについても同様に慎重であるべきではないでしょうか。

基本的に、商業用レコードの還流防止措置は廃止すべきだと思います。
音楽という文化を法律で縛るのは、いかがなものでしょうか?

以上

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: 商業用レコードの還流防止措置を廃止・縮小について

(115) 音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定する
など法律上邦楽レコードのみに限定

これに賛成いたします。

アジア諸国等での、日本製音源の悪質な複製、違法コピーに関しては、
数限りなく作成されており、製作者、音楽リスナーにとっても
深刻な問題であり、取り締まられるべきだと考えます。

しかし、これまで普通に入手出来ていた、海外のみで発売され、
日本国内で生産されていない音源が購入不可能または
高額になるという、この法案成立の、悪しき副産物が生じた事は、
非常に残念であります。
音楽ファンは、理解し難い不自由を背負う事となります。

そういう、海外のみで発売される優れた音源が
数多く存在する事に、充分な配慮を頂きたいです。
音楽、ひいては芸術の自由が奪われる事は、
音楽を愛する者、創る者にとって、非常に苦痛であります。
守られるべきものを、別の視点からも再検討されることを願います。

また、そういう音源を良心的なコストで提供している
輸入業者、販売店はどうなってしまうのか。
様々な流通システムが急激に変化し、混亂を与えるだけで、
改良されるものはあるのか、非常に疑問ですし、不安です。

還流防止措置も、重要な事項だと理解しておりますが、
今後の日本の音楽市場、および消費者に悪影響を与えない、
柔軟な立法を望みます。

以上、アジアからの国内盤還流防止を目的とした法改正について、
反対し、廃止を求めます。

文化庁長官官房著作権法規係 御中

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

海外盤輸入制限（海外盤輸入禁止）が
日本に住む私たちにどれだけメリットがあるのか分かりません。
好きな音楽を、好きなときに聴けなくなるなんて、おかしくありませんか？
世界中で、発売されているCDに、日本盤があるわけじゃありません。
日本盤として発売されるのは、ほんの一部です。

私は、韓国の音楽が大好きです。
HMV等のCDショップか、ネットで購入しています。
韓国の音楽CDのうち、日本盤となって発売されるのは、
ほんの一部です。
では、これからこの法律が施行された場合、
どのようにして、韓国の音楽を聞いていいはいいのですか？
旅行に行って、お土産として買って帰ってきても、
法律違反となるのわけですよね。

この21世紀に、音楽鎖国ニッポンになるとは、
誰が思つたでしょう。
日本の文化もこのようにして衰退していくのでしょうか？

逆輸入を禁止したい。という考え方にはずが、
いつの間にか、海外盤の輸入禁止に廻り替わっているのが
おかしくないでしょうか？
また、多くの人々が知らない間に、法案ができてしまうなんて、
可笑しいですよね。

私は、好きな音楽を好きなときに聴きたい。
それだけです。
もっと、多くの人の意見を聞いて欲しいと思います。
このままだと、日本の音楽は消滅するでしょう。

（1）氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED]
（2）住所 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

（3）意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」(115)(116)(117)(118)(119)
について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が
衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになったように、法案の根拠と成っているデータや
検討過程、
全く裏付けの無い楽論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から
施行される
ようなのですが、

いままでって、著作権法（昭和45年法律第48号）第113条新第5項で規定されている
「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案
(以下「原案」と称する。)に反対します。

+++++
【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。

2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、
且つ、「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とする
という期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明の通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益
を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないか。
利亚

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では1.8カ月であり、4
8箇月という原案は際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的な規制期間とは
言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。

再販売価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保
護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の販売権益の確保は不合理で
あります。

不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきである
と考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の
説明には理由がなく不当であると考えます。

5 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、た
とえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内
盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる
場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によって
得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べやすい差がない場合には、不当と
は判断されない」との政府の判断は、「新しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されて
おらず、国民の理解は得られていない不適切な判断であると考えます。

6 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトル
について週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二ヶ月以
内に九割以上を消化するのに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は散漫であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヶ月以内が合理的な範囲であ
り、それ以上の期間を設定することは、達成上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を

意図しているか否かに問らず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権行使しているかどうかの判別は事実上困難であり、輸入権行使したライセンサーあるいはライセンシーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の期限再販を実施しています。この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めるレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか？

したがって、公正取引委員会の指導のもと、期限再販を進めていたるレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際には国会での議論で明らかになつたとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かつてます。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのではないかでしょうか？

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止量68万枚の算定根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない、そもそも苦勞はしないとの情報を得ていています。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っています。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はあり得ません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定によって国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となるが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc: 「著作権法改正要望事項について【6. 開連】」

(1)
氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
(2)
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
(3)
意見:

(115) 「音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定」について

賛成です。

(116) 「音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を6ヶ月に短縮」

賛成です。

(117) 「音楽レコードの還流防止措置を時限的措置とすべき。」

賛成です。

(118) 「国外発布目的商業用レコードの発行された後に同一の国内発布目的商業用レコードが発行されることになった場合において、国内発布目的商業用レコードの発行前に輸入され、又は発布目的で所持されているものについては侵害とみなさない。」

賛成です。

(119) 「他の著作物等についての還流防止措置創設には慎重であるべき。」

賛成です。

附帯決議を尊重すべき。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名：[REDACTED]
所属：[REDACTED]
住所：[REDACTED]
電話：[REDACTED]
意見：(115), (116), (117), (118), (119)について。

(115)について。音楽レコードの還流防止措置は、本来邦楽レコードの還流を防止するという目的で創設されたものであり、これ以外のレコードを範囲に含めてしまうことと、日本国民が日本国内で自由に世界の音楽を聴く権利を剥奪することに等しく、日本と日本の音楽文化に貢献するようなものではなく、畢竟長期的な意味で文化破壊につながります。現在日本のレコード会社が発売する邦楽以外のレコードは、世界中の音楽レコードのほんの一握りで、かつ廃盤になるスピードも加速しつつあります。そこを輸入レコードの存在が埋めきました。しかも輸入レコードは平均的に国内生産レコードより安価で、より多くの国民がより多くの音楽を聴く機会を持つきっかけにならざります。元來日本の大衆音楽というのは明治以降ひたすら洋楽を租借し日本人流の味付けをすることで発展してきました。ここにきて世界の音楽を聴く権利を失うというのは、文化の発展どころか後退・破壊につながるとしか考えられず、よって、私は(115)の意見に反対します。

(116)について。現在日本国内で発売されている国内発行目的商業用レコードは、邦樂・洋楽にかかわらず、3ヶ月程度ではほぼ絶売上の9割以上を売り尽くしていることが、「オリコン」等のランキングで明らかになっています。本来、還流防止措置は、国内発行目的商業用レコードの売上を国外発行目的商業用レコードに阻害されるのを防ぐのが目的であったはずで、「オリコン」等の資料に沿って考えれば、音楽レコード防護の目的であったはずで、「オリコン」等の資料に沿って考えれば、音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限は6ヶ月どころか、3ヶ月もあれば十分であるということが分かります。それ以上規制することは、本来の目的から考えてまことに思えません。この意見に賛成ですが、6ヶ月という期間で3ヶ月以内というのが最も望ましいと考えます。

(117)について。音楽レコードの還流防止措置というのは、国内発行目的商業用レコードの売上を国外発行目的商業用レコードに阻害されるのを防ぐのが目的であったことは「オリコン」等のランキングによれば、邦樂・洋楽にかかわらず、3ヶ月程度ではほぼ絶売上の9割以上を売り尽くしていることが明らかになっています。つまり、3ヶ月を過ぎてしまえば、国内発行目的商業用レコードの売上を国外発行目的商業用レコードに阻害されることはほぼ考えられず、限られた期間としなかった場合、国民が国外発行目的商業用レコードを入手する権利というものが永久に失われることになり、特定の業界保護にはなりえるかもしれません、文化の発展には到底寄与するとは思えません。これらを考えれば、音楽レコードの還流防止措置を限られた期間で実現するのには問題ないと思います。よって、私は(117)の意見に賛成します。

(118)について。音楽レコードの還流防止措置は、本来邦楽レコードの還流を防止するという目的で創設されたものであり、邦楽レコードの場合、大方が日本国内で世界的に行先して発売されるものと思われます。しかし、もし邦楽以外のレコードも防止措置の範囲に含まれてしまふ場合、日本での発売が海外に比べ遅れることは多々あります。また、海外で発売されてしまう場合、時間が経過した後に、日本国内での発売が決定され、もし国外発行目的商業用レコードの発行された後になると多くの場合で実現です。もし国外発行目的商業用レコードが発行されることになった場合において、国内同一の国内発行目的商業用レコードが発行されることになった場合において、国内発行目的商業用レコードの発行前に輸入され、又は発行目的で所持されているものについて侵害とみなされた場合、国民が自由に音楽を入手し聴く権利を時間的に国家が剥奪してしまうこととなり、特定の業界が潤うことがあつても、文化の発展につながるとは思えません。また、海外発売から時間が経過した後国内発行目的商業用レコードの日本発売が決定した場合、国内発行目的商業用レコードの発行前に輸入され、又は発行目的で所持されているものについて侵害とみなすこと自体常識的に考えられないことです。よって、私は、(118)の意見について賛成します。

(119)について。今回の音楽レコードの還流防止措置に関しては、多くの音楽ファンの声を無視し、根拠のないことが国会で指摘された多くの資料を元に創設されたという経緯がありました。当然、文化の発展に寄与するものというのは以前に過ぎず、特定の業界保護といふ目的こそが本音なのでしょうが、他の著作物等についても還流防止措置を創設してしまうようなことは、日本の文化を発展させることは到底ありえず、結果残るのは一部のいわゆる著作権所有者の財産だけということになります。このようなことを政府が支持することは日本の文化を政府が破壊していくことをなってしまいます。そうならないためにも、私は(119)の意見に賛成します。

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名：[REDACTED]
所属：[REDACTED]
住所：[REDACTED]
電話：[REDACTED]

意見：(113)『技術的保護手段回避装置、プログラムの「颁布者」に対する差止請求権の創設』について

反対いたします。これを容認すると、「本来は別の目的で作成されたが、一部の機能に技術的保護手段回避にも使えるプログラム」までが差止られる事態に陥る可能性があり、プログラム技術の発展を阻害する恐れがあります。

意見：(114)『著作権を侵害する行為に用いられる可能性がある物（プログラムを含む。）を開発、譲渡等した場合であつても、著作権侵害の教唆、帮助とはされないことを明確に規定する。』について

賛成いたします。とあるプログラムが著作権侵害行為に使用されたからといって、そのとあるプログラムが著作権侵害する意思があるかどうかは別問題です。プログラムの作成者自身に侵害する意思があるかどうかは別問題です。パソコンは、さまざまなものを作成することができます。パソコンは、さまざまな著作物の複数を容易に作成することができます。パソコンを使用して、著作権者に許諾無く著作物を複数しもし、そのパソコンで行った人物は著作権侵害行為を版売をした場合、当然ながら複数を行った人物は「悪」と行つた行為を行つたパソコンは「悪」でしょうか？行つた行為を行つたパソコンは「悪」でしょうか？そのパソコンを開発した人物は「悪」でしょうか？そのパソコンを開発した人物は「悪」でしょうか？包丁を使った殺人が起きた場合、包丁および包丁を開発した人物にはなんら問題が無いことまったく同じ状態です。

意見：(115)『音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定』について

賛成いたします。「還流防止措置」の本来の目的は、邦楽レコードを保護する事であったはずで、その趣旨を考えれば邦楽に限定させるように修正すべきです。本改正是案が衆議院で議論された際にも、上記の点は意見として出た。しかし、はたずですが、審議の時間が無いのを理由に却下されました。以後の改正についてこれから議論していくわけですから、時間は十分にあります。還流防止措置の本來の目的に沿つて改正することについては権利者側も容認するはすです。

意見：(116)『音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を6ヶ月に短縮』について

賛成いたします。先頃、政令で定める輸入禁止期間について、政府より「4年とする」旨の発表があり、意見募集が行われましたが、その際政府からは、どのような理由により4年と定めたのかについての詳細な資料の公開はなされていませんでした。また、改正著作権法で定めた「7年を超えない」という期間についても、法案審議の時点でのどのような理由によりこの期間を決定したのかが、まったく説明されていません。今からで結構です。ぜひこの期間の根拠となつた理由を公表してください。なお、現在の邦楽レコードの9割が、発売後2ヶ月で販売されている事は、オリコンチャートを元にしたデータ等がインターネット上で見ることができます。このような実情を考えると、輸入禁止期間は最高で6ヶ月、実情は3ヶ月もあれば十分だと考えます。

意見：(117)『音楽レコードの還流防止措置を限られた期間とすべき』について

賛成いたします。この法律が選上に上った際、日本経済団体からは「限られた期間として容認する」といった一文が添えられていましたが、それが立法された際に無視された形で現在となっています。これでは、著作権に關係する関係各所の利害調整を行なうべき役所（文化庁）の怠慢であると言われても仕方の無い行為です。

意見：(118) 『国外領布目的商業用レコードの発行された後に同一の国内
領布目的商業用レコードが発行されることになった場合に
おいて、国内領布目的商業用レコードの発行前に輸入され、
又は領布目的で所持されているものについては侵害とみな
さない。』について

賛成いたします。
これは、最初の時点では「情を知」りようがなかったわけですから、
当然ながら除外すべきですが、法文にはその旨の記述がありません。
明文化することで、消費者の安心につながります。

意見：(119) 『他の著作物等についての遡流防止措置創設には慎重である
べき。』について

賛成します。
そもそもこの「遡流防止措置」自体が「保護貿易」に繋がりかねず、
場合によっては不均衡貿易として他国から認定されかねません。
私的には、この遡流防止措置は即刻廃止して欲しいです。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

① [REDACTED] 会社員御氏名及び御所属（会社名・学校名等又は職業）
② [REDACTED]

③ 私が思うに四年という輸入規制の期間は長すぎます。せいぜい六ヶ月くらいだと思います。音楽のシーン自体がダイナミックに動いてるので、四年も経ってしまえば、あるCDを輸入したとしても殆どの人は買わないでしょう。採算が取れないのであれば、実質上規制ではなく、禁止ということになります。また、私は国内盤を選ぶ権利も、海外盤を選ぶ権利も我々には認められるべきだと思います。それは、そのCDのジャケットをとってみても、海外からのものは独特の味わいがあり、それ自体が文化の一つの交流であると考えてもいいからです。

また、海外盤が安く、国内盤が高く、売れないというのであればなぜ国内の音楽業者は価格を下げる努力をしないのでしょうか。
<http://www.247music.co.jp/01news02rele.html> この247MUSICの様に、価格を下げる努力、また音楽業界自体が金儲けに走った為に、CDが売れなくなってきたのではないかでしょうか？国内のCDが売れないのは、もっと他にもあるはずです。新人のデビューCDの発売数は、ここ数年で落ちているとのことです。自ら新しい提案をしていかなければ、売り上げが落ちるのも当たり前ではないでしょうか。

規制緩和があらゆる業界で進んでいる中で、音楽業界だけを保護するというのは、なかなか納得が行きません。保護という名の元で、私たち音楽ファンの選択肢を奪わないでください。また、国内盤を守るということであれば、半年で十分でしょう。

宛先: <chosaku@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (115),(116),(117),(118),(119)について

輸入盤に関して現状のまま店頭での販売の存続を強く望みます。

理由はネット配信が普及つつある現在において、輸入盤を禁止することはあまりにも効果がない。

また輸入禁止期間を1~2ヶ月の間またはそれ以下に短縮することを強く望みます。
新譜が発売されて売上が望めるのは発売後1~2ヶ月の間、でそれを過ぎるとその作品の売上の伸びはあまり期待できず、輸入版を望んでる人には1~2ヶ月でも苦痛以外何にもない長さ。

保護の対象を新譜と今まで発売された旧譜を一緒くたにしないでほしい。
それとこれとはまた別なのだから。またそれはおかしく、今回の法案は還流版を防ぐという目的から、輸入版をはいってくるのを阻止する事が目的になってる物と思えてしょうがない。